

棚田の保全と活用に取り組みませんか？

－ 指定棚田地域への申請について －

貴重な財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展等を目的に、「棚田地域振興法」が令和元年8月に施行されました。

そのため国及び都道府県では、棚田地域での棚田の保全や活用（多面にわたる機能の維持等）の取組を支援しています。

※本法律は令和7年3月末で失効



<指定棚田地域とは>

昭和25年2月時点の市町村の区域で、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田(勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上)を含む地域

<主な支援策>

★中山間地域等直接支払交付金による加算措置

対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）に対して、取組目標の設定・達成を要件に10,000円/10aの加算措置の追加 等

★補助率の嵩上げ、要件緩和

農地耕作条件改善事業など各事業における補助率嵩上げ(50→55%)

農村地域防災減災事業などの面積要件の緩和

棚田を守る
取組を応援！



申請等の流れ

1 「指定棚田地域」の指定の申請

棚田関係者・市町村が提案
→都道府県が申請
→国が指定（概ね4半期に1回）

2 「指定棚田地域振興協議会」の設立

3 「指定棚田地域振興活動計画」の認定

協議会において計画策定、市町村が申請
→都道府県（経由）
→国が認定（概ね4半期に1回）

それぞれの支援策への申請は活動計画の認定後！

棚田地域の振興

<よくあるお問い合わせ>

○私たちの地域には棚田がありません

⇒例えば、中山間地域等直接支払制度の急傾斜地で階段状になっていれば対象になります。

○1haのまとまった（団地になった）棚田はありません

⇒1ha未満の複数の団地が道路や水路等で区切られていても、棚田の保全に向けた共同活動が行われる場合は、一つの棚田地域として申請が可能です。

○階段状の田んぼですが、数段しかありません

⇒2段以上あり、傾斜が1/20以上あれば対象になります。

○指定は田んぼだけですか？

⇒田であれば、栽培品目は水稻に限らず、施設栽培の農地も含めて指定が受けられます。また指定地域の農地は、田が対象ですが一体的に保全活動等に取り組む場合は畑を含めることもできます。

○指定を申請から様々な支援策を受けるまでの手順を教えてください

⇒様々な支援を受けるには、国の審査や認定がまず必要です。国では概ね4半期に1回のペースで審査等が実施されます（左図参照）。

指定申請から支援策を受けるために必要な活動計画の認定までは半年以上かかります。指定を受けようとする場合は、早めに市町村担当部署又は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

高知県農業政策課

TEL：088-821-4511